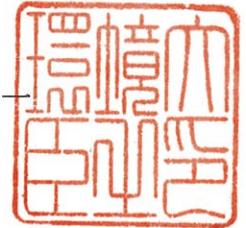


資料 1

諮問 第 4 6 3 号  
環水大土発第諮問第1706271号  
平成 2 9 年 6 月 2 7 日

中央環境審議会会長  
武内 和彦 殿

環境大臣  
山本 公一



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン (別名イミダクロプリド)

5-アミノ-1-(2, 6-ジクロロ- $\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha$ -トリフルオロ-p-トリル)-4-エチルスルフィニルピラゾール-3-カルボニトリル (別名エチプロール)

3, 6-ビス(2-クロロフェニル)-1, 2, 4, 5-テトラジン (別名クロフェンテジン)

(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン (別名ジノテフラン)

(1S, 2R, 5R, 7R, 9R, 10S, 14R, 15S, 19S)-7-(6-デオキシ-3-O-エチル-2, 4-ジ-O-メチル- $\alpha$ -L-マンノピラノシルオキシ)-15-[(2R, 5S, 6R)-5-(ジメチルアミノ)テトラヒドロ-6-メチルピラン-2-イルオキシ]-19-エチル-14-メチル-20-オキサテトラシクロ[10.10.0.0.0<sup>2,10</sup>.0<sup>5,9</sup>]ドコス-11-エン-13, 21-ジオン (別名スピネトラム-J) 及び (1S, 2S, 5R, 7S, 9S, 10S, 14R, 15S, 19S)-7-(6-デオキシ-3-O-エチル-2, 4-ジ-O-メチル- $\alpha$ -L-マンノピラノシルオキシ)-15-[(2R, 5S, 6R)-5-(ジメチルアミノ)テトラヒドロ-6-メチルピラン-2-イルオキシ]-19-エチル-4, 14-ジメチル-20-オキサテトラシクロ[10.10.0.0.0<sup>2,10</sup>.0<sup>5,9</sup>]ドコサ-3, 11-ジエン-13, 21-ジオン (別名スピネトラム-L) の混合

物 (別名スピネトラム)

(Z) - 3 - (6 - クロロ - 3 - ピリジルメチル) - 1, 3 - チアゾリジン - 2 - イリデンシアナミド (別名チアクロプリド)

(E) - N - (6 - クロロ - 3 - ピリジルメチル) - N - エチル - N - メチル - 2 - ニトロビニリデンジアミン (別名ニテンピラム)

(±) - 5 - アミノ - 1 - (2, 6 - ジクロロ -  $\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha$  - トリフルオロ - p - トルイル) - 4 - トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール - 3 - カルボニトリル (別名フィプロニル)

メチル = {2 - クロロ - 4 - フルオロ - 5 - [5, 6, 7, 8 - テトラヒドロ - 3 - オキソ - 1 H, 3 H - [1, 3, 4]チアジアゾロ[3, 4 - a]ピリダジン - 1 - イリデンアミノ]フェニルチオ}アセタート (別名フルチアセットメチル)

N - (トリクロロメチルチオ) フタルイミド (別名ホルペット)

N - (4 - メチル - 6 - プロパー - 1 - イニルピリミジン - 2 - イル) アニリン (別名メパニピリム)

(別紙2)

O, O-ジエチルO-5-フェニルイソキサゾール-3-イルホスホロチオ  
アート (別名イソキサチオン)

(5RS) - 2 - { (1EZ) - 1 - [ (2E) - 3 - クロロアリルオキシイ  
ミノ] プロピル } - 5 - [ (2RS) - 2 - (エチルチオ) プロピル ] - 3 -  
ヒドロキシシクロヘキサ-2-エン-1-オン (別名クレトジム)

3, 6-ビス(2-クロロフェニル)-1, 2, 4, 5-テトラジン (別名ク  
ロフェンテジン)

N-(3', 4'-ジフルオロビフェニル-2-イル)-3-(トリフルオロ  
メチル) ピラジン-2-カルボキサミド (別名ピラジフルミド)

(±) - 5-アミノ-1-(2, 6-ジクロロ- $\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha$ -トリフルオロ-  
p-トルイル)-4-トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール-3-カル  
ボニトリル (別名フィプロニル)

中環審第976号  
平成29年7月7日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



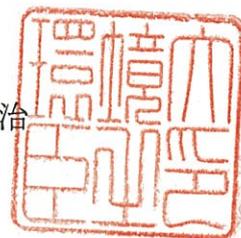
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年6月27日付け諮問第463号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

諮問第467号  
環水大土発第1709011号  
平成29年9月1日

中央環境審議会会長  
武内和彦殿

環境大臣  
中川雅治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

1-(2-クロロイミダゾ [1, 2-a] ピリジン-3-イルスルホニル) -3-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル)尿素 (別名イマゾスルフロン)

O-4-シアノフェニル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート (別名シアノホス又はCYAP)

ビス(2-ヒドロキシ-5-ノニルベンゼンスルホン酸)銅(II)塩 (別名ノニルフェノールスルホン酸銅)

O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート (別名ピリミホスメチル)

(RS)- $\alpha$ -シアノ-3-フェノキシベンジル2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名フェンプロパトリン)

メチル=1-(ブチルカルバモイル)ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート (別名ベノミル)

(別紙2)

$N, N'$ -{ピペラジン-1, 4-ジイルビス[(トリクロロメチル)メチレン]}ジホルムアミド(別名トリホリン)

アルミニウム=トリス(エチル=ホスホナート)(別名ホセチルアルミニウム  
又はホセチル)

ビス(2-クロロ-1-メチルエチル)エーテル(別名DCIP)

中環審第992号  
平成29年9月4日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



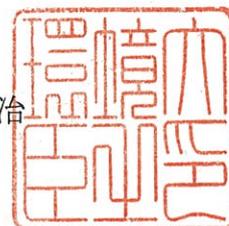
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の規定について（付議）

平成29年9月1日付け諮問第467号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、自然環境部会に付議する。

諮問 第 4 7 3 号  
環水大土発第1710231号  
平成 2 9 年 1 0 月 2 3 日

中央環境審議会会長  
武内 和彦 殿

環境大臣  
中川 雅治



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

*N*-メチルビス(2, 4-キシリイルイミノメチル) アミン (別名アミトラズ)

1-[3, 5-ジクロロ-4-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジルオキシ) フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル) 尿素 (別名クロルフルアズロン)

2-クロロエチルトリメチルアンモニウム=クロリド (別名クロルメコートクロリド又はクロルメコート)

1-ターシャリーブチル-3-(2, 6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル) チオウレア (別名ジアフェンチウロン)

エチル=(*RS*)-4-シクロプロピル(ヒドロキシ)メチレン-3, 5-ジオキソシクロヘキサンカルボキシラート (別名トリネキサパックエチル)

2-(4-*tert*-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=プロパー-2-イニル=スルフィト (別名プロパルギット又はBPPS)

*S*-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル=O, O-ジメチル=ホスホロジチオアート (別名マラチオン又はマラソン)

(別紙2)

2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イルア  
ミノ)-2-メチルプロピオニトリル(別名シアナジン)



中環審第1004号  
平成29年10月23日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年10月23日付け諮問第473号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。